

10月28日(日)は 福島県知事選挙の投票日です

10月28日は、福島県知事選挙の投票日です。
この選挙は、私たちの意見や要望を県政に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。
自分の意志と主張で、私たちの代表に最もふさわしい方を選びましょう。



☎選挙管理委員会(総務課内) ☎0240(34)0235

投票できる方

次の要件の全てに該当し、浪江町の選挙人名簿に登録されている方です。

● 日本国民である方

● 満18歳以上の方
(平成12年10月29日までに生まれた方)

● 平成30年7月10日までに浪江町に転入届を提出し、引き続き浪江町の住民基本台帳に登録されている方

※転出された方

平成30年7月11日以降に福島県内の他の市町村に住民票を移した方は、浪江町で投票することができます。

投票の際は、市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要になります。「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」は、市町村役場の住民登録窓口で発行します。

なお、投票する前に福島県外に転出された方は、福島県知事選挙の投票はできません。

当日の投票所および投票時間

投票所入場券(はがき)を持参の上、次のいずれかの投票所にお越しください。どの投票所でも投票できます。

場 所	住 所	投票時間
浪江町役場本庁舎 1階会議室	浪江町大字幾世橋字六反田7-2	7時~19時
浪江町役場二本松事務所 1階会議室	二本松市北トロミ573	7時~17時
笹谷東部仮設住宅東集会所	福島市笹谷字片目清水36-4	7時~17時
なみえ交流館 1階	いわき市常磐上矢田町叶作13-3	7時~17時
あつまっぺ交流館	福島市方木田字谷地13-7	7時~17時
コスモスふれあいセンター	郡山市七ツ池町26-20	7時~17時
八方内仮設住宅集会所	南相馬市原町区大木戸字八方内106	7時~18時

※各投票所で投票できる時間が異なりますのでご注意ください。

期日前投票制度をご利用ください

投票日に用事があり、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。手続は簡単で、不在になる理由を宣誓書に記載するだけです。
投票所入場券(はがき)を持参の上、次のいずれかの投票所にお越しください。どの投票所でも投票できます。

場 所	住 所	投票期間	投票時間
浪江町役場本庁舎 1階会議室	浪江町大字幾世橋字六反田7-2	10月12日(金)~10月27日(土)	8時30分~20時
浪江町役場二本松事務所 1階会議室	二本松市北トロミ573	10月20日(土)~10月27日(土)	8時30分~18時
笹谷東部仮設住宅東集会所	福島市笹谷字片目清水36-4	10月26日(金)~10月27日(土)	9時~18時
なみえ交流館 1階	いわき市常磐上矢田町叶作13-3	10月26日(金)~10月27日(土)	9時~18時

※各期日前投票所で投票期間・投票時間が異なりますのでご注意ください。

指定病院等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院(所)されている方で、投票日当日投票所へ行くことができない方は、入院先等で不在者投票ができます。詳しくは病院・施設等の管理者にご確認ください。

郵便等による不在者投票

身体等に次のような障がいのある方などは、郵便等で不在者投票ができる制度があります。また、特定の方については代理記載をすることができます。

身体障害者手帳	障害の程度		
障害名	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障害の程度			
障害名	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5
		○

この制度を利用する場合は、「郵便等投票証明書」が必要となりますので、事前に証明書の交付を

受けてください。
なお、郵便等投票証明書には有効期限がありますので、すでに交付を受けている方で有効期限が経過している方は、早めに更新手続をしてください。

投票所入場券(はがき)をお持ちください

投票所入場券は「はがき」です。10月上旬に届くよう発送する予定です。なお、入場券を紛失した、入場券がない(届かない)、入場券を持たずに投票所に来た場

合でも本人確認をした上で投票できますので、投票所の受付で申出ください。
※投票所入場券は、不在者投票の請求をした方にも送付されますが、投票所入場券では不在者投票はできません。ご注意ください。

選挙公報の配布

選挙公報は、10月26日までに届くよう発送する予定です。選挙公報が届かない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

郵便転送サービスのお知らせ

避難先を変更された方は、郵便局に転居届を出すことによって、変更前の避難先住所宛に送付された郵便物が、現在の避難先に転送されます。
転送期間は、1年間となりますので、すでに転居届を済ませている方は、転送期間を確認の上、期間に空白ができないよう再度転居届をしてください。詳しくは、最寄りの郵便局にお問い合わせください。

滞在地(避難先)での不在者投票

避難などで遠方へ行かれている方は、滞在地(避難先)の市区町村で不在者投票をすることができます。

■不在者投票のできる期間

10月12日(金)~10月27日(土)

■時間・場所

投票時間および投票場所については、投票される最寄りの選挙管理委員会にお問合せください。

なお、県外の避難先市区町村の選挙管理委員会で投票ができるのは、原則として平日(土曜・日曜日および祝日を除く)の勤務時間内(8時30分から17時まで)です。ご注意ください。詳しくは、最寄りの選挙管理委員会にご確認ください。

投票用紙請求・投票の流れ

①投票用紙等を請求する

有権者の方に「選挙のお知らせ」を送ります。そこに同封されている「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、「浪江町選挙管理委員会 行」返信用封筒に入れて、郵送してください。

※投票用紙等の請求は10月11日以前でもできます。ただし、不在者投票用紙の発送は10月12日からです。※電子メールおよびFAXでの請求はできません。※「請求書兼宣誓書」は、町ホームページからもダウンロードできます。

※期日前投票と不在者投票は異なります。浪江町が設ける投票所で期日前投票をする方は、この請求をする必要はありません。

②投票用紙等を受け取る

ご自宅等に郵送されてきたレターパックを受け取ってください。なお、レターパックには、投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書が入っています。

注意 ● 投票用紙等が入った透明の封筒は、絶対に開封しないでください。

● 自宅等で投票用紙に記載しないでください。

③滞在地(避難先)の市区町村で投票する

最寄りの市区町村選挙管理委員会に受け取ったレターパック(投票用紙等が入ったもの)を持参して、市区町村選挙管理委員会が指示する場所で投票してください。

注意 ● 投票後、その投票を市区町村選挙管理委員会が浪江町選挙管理委員会に郵送します。**投票日当日19時までに浪江町選挙管理委員会に届かない場合、無効となりますので、余裕を持った早めの投票をお願いします。**

● 不在者投票用紙の交付を受けた後に、「当日投票」または「期日前投票」をする場合は、投票用紙等を返還しないと投票することができません。投票所に受け取った封筒一式(レターパック)を必ず持参してください。

開票所

● 浪江町地域スポーツセンター
(浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2)

● 20時30分開票開始

※開票を参観される方は、係員の指示に従い、所定の場所でご参観してください。